

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第4項に規定する科目の教育内容、教員要件、  
 スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）

新旧対照表【平成29年4月1日改正】

旧	新
<p style="text-align: right;"><u>平成28年6月23日</u></p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長                      教育課程を設置しようとする団体及び機関の長</p> <p style="text-align: center;"><u>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会</u>                      会 長 長 谷 川 匡 俊</p>	<p style="text-align: right;"><u>平成29年4月1日</u></p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長                      教育課程を設置しようとする団体及び機関の長</p> <p style="text-align: center;"><u>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟</u>                      会 長 長 谷 川 匡 俊</p>
<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）</p> <p>一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第6条第6項の規定に基づき、規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第6項に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、<u>平成28年6月23日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>平成28年2月22日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。</p>	<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）</p> <p>一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（以下、「規程」という。）第6条第6項の規定に基づき、規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の教育内容、教員要件及び同条第6項に定めるスクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等に係る諸様式等について一部を改正し、<u>平成29年4月1日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>平成28年6月23日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について（通知）」は廃止します。</p>

<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の教育内容は以下のとおりとする。</p> <p>なお、(1)のイ)、ロ)、ハ)、ニ)については、相互に関連させて教授することが望ましい。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p><u>〔専門科目群の教育内容〕</u></p> <p>1. 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の教育内容は以下のとおりとする。</p> <p>なお、(1)のイ)、ロ)、ハ)、ニ)については、相互に関連させて教授することが望ましい。</p>
<p>2. 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の教育内容は、教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表に定める科目の教育内容のうち、以下の内容を含む科目とする。</p> <p>ただし、以下の例示科目と名称が異なる場合には、以下の科目の教育内容と合致すれば、類似する科目名称により科目を設置しても差し支えない。</p>	<p><u>〔教育関連科目群の教育内容〕</u></p> <p>2. 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の教育内容は、教育職員免許法施行規則第6条第1項の付表に定める科目の教育内容のうち、以下の内容を含む科目とする。</p> <p>ただし、以下の例示科目と名称が異なる場合には、以下の科目の教育内容と合致すれば、類似する科目名称により科目を設置しても差し支えない。</p>
<p>3. 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の教育内容</p>	<p><u>〔追加科目の教育内容〕</u></p> <p>3. 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の教育内容</p>
<p>4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者</p>	<p><u>〔実習〕</u></p> <p>4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者</p>
<p>5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件</p> <p>(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件</p> <p>① スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員</p>	<p><u>〔スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の諸科目担当教員の要件〕</u></p> <p>5. 規程第6条第3項第二号から第四号及び第4項第二号から第四号に定める科目の担当教員の要件</p> <p><u>〔専門科目群担当教員の要件〕</u></p> <p>(1) 規程第6条第3項第二号及び第4項第二号関係に定める科目の担当教員の要件</p> <p>① スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員</p>

スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員を担当する教員は、次のいずれかに該当する者であること。

- イ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるものうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者
- ロ) 規程第3条に定める認定を受けた養成校等が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目（児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度等）を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるものうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者
- ハ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者であり、本協会が実施する研修会を修了した者
- ニ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）、認定精神保健福祉士の資格を有する者であって、本協会が実施する研修会を修了した者  
但し、当分の間、以下のホ）に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク論の担当教員となれるものとする。
- ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であり、本協会が実施する研修会を修了した者であって、認定審査委員会が適当と認めた者。

スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員を担当する教員は、次のいずれかに該当する者であること。

- イ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるものうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者
- ロ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が学則に基づき開講する児童生徒の福祉に関する科目（児童や家庭に対する支援と児童家庭福祉制度等）を5年以上教授した者であって、「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるものうち、マイクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者
- ハ) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者、又は、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者
- ニ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者であって、本連盟が実施する研修会を修了した者  
但し、当分の間、以下のホ）に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク論の担当教員となれるものとする。
- ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であり、本連盟が実施する研修会を修了した者であって、認定審査委員会が適当と認めた者

② スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。

- イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者
- ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって、学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）
- ハ) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務（注1）に従事した経験を有する者であって、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者（例：スクール（学校）ソーシャルワーカー、児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験有するなど）

ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員要件を満たし、本協会が実施する研修会を修了した者

ホ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）、認定精神保健福祉士の資格を有する者

但し、当分の間、以下のへ)に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員となれるものとする。

へ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパ

② スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員は、次のいずれかに該当する者であること。

- イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロレベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術論文（注4）を1報以上有する者
- ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者（注2）（注3）
- ハ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の福祉に関する相談援助の業務（注1）に従事した経験を有する者であって、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有する者（例：児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有するなど）（注2）（注3）

ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において5年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者、又は、ハ）に定める経験を2年以上有した上で、学校現場において3年以上スクール（学校）ソーシャルワーカーの業務に従事した経験を有する者。（注2）（注3）

ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員要件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者

へ) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者

但し、当分の間、以下のト)に該当する者も、スクール（学校）ソーシャルワーク演習の担当教員となれるものとする。

ト) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパ

ーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が  
適当と認めた者

③ スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員は、  
次のいずれかに該当する者であること。

イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロ  
レベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メ  
ゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術  
論文(注4)を1報以上有する者

ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって、  
学校現場において3年以上スクール(学校) ソーシャルワーカー  
の業務に従事した経験を有する者(注2)(注3)

ハ) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の  
福祉に関する相談援助の業務(注1)に従事した経験を有する者であ  
って、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有  
する者(例：スクール(学校) ソーシャルワーカー、児童相談所  
の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調査官、児童養護施設のフ  
ァミリーソーシャルワーカー、母子生活支援施設の指導員、専門  
里親等で学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有  
するなど)

ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員要件を満たし、  
本協会が実施する研修会を修了した者

ホ) 認定社会福祉士(児童・家庭分野)又は認定精神保健福祉士の  
資格を有する者

但し、当分の間、以下のへ)に該当する者も、スクール(学校)ソ  
ーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員となれるものとする。

ーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が  
適当と認めた者

③ スクール(学校) ソーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員は、  
次のいずれかに該当する者であること。

イ) 「学校」と「ソーシャルワーク」に関わるもののうち、ミクロ  
レベルの支援に加えて、学校を含めた関係機関との調整など、メ  
ゾレベル、マクロレベルの活動に関するものが含まれている学術  
論文(注4)を1報以上有する者

ロ) 大学院において社会福祉学領域を専攻して修了した者であって  
学校現場において3年以上スクール(学校) ソーシャルワーカー  
の業務に従事した経験を有する者(注2)(注3)

ハ) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得後5年以上児童の  
福祉に関する相談援助の業務(注1)に従事した経験を有する者であ  
って、学校を含めた関係機関との調整業務に従事した経験を有  
する者(例：児童相談所の児童福祉司、法務教官、家庭裁判所調  
査官、児童養護施設のファミリーソーシャルワーカー、母子生活  
支援施設の指導員、専門里親等で学校を含めた関係機関との調整  
業務に従事した経験を有するなど)(注2)(注3)

ニ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後学校現場において  
5年以上スクール(学校) ソーシャルワーカーの業務に従事した  
経験を有する者、又は、ハ)に定める経験を2年以上有した上で、  
学校現場において3年以上スクール(学校) ソーシャルワーカー  
の業務に従事した経験を有する者。(注2)(注3)

ホ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の実習指導及び実習担当教員要  
件を満たし、本連盟が実施する研修会を修了した者

へ) 認定社会福祉士(児童・家庭分野)又は認定精神保健福祉士の資  
格を有する者

但し、当分の間、以下のト)に該当する者も、スクール(学校)ソ  
ーシャルワーク実習指導及び実習の担当教員となれるものとする。

<p>へ) <u>社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者。</u></p> <p>(2) 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の担当教員の要件</p>	<p>ト) <u>社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者であって、認定審査委員会が適当と認めた者。</u></p> <p><u>[教育関連科目群の担当教員要件]</u></p> <p>(2) 規程第6条第3項第三号及び第4項第三号に定める科目の担当教員の要件</p>
<p>(3) 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の担当教員の要件</p> <p>① 精神保健の課題と支援を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 精神保健福祉士養成施設指定規則に規定する科目「精神保健の課題と支援」の担当教員要件を満たしている者</p> <p>ロ) 精神保健福祉士養成に係る指定科目「精神保健の課題と支援」(旧科目名「精神保健学」)を現に教授している者</p> <p>ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「精神保健の課題と支援」を教授することが適当と認める者</p> <p>② 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 社会福祉士養成施設(または学校)指定規則に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の担当教員要件を満たしている者</p> <p>ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」(旧科目名「児童福祉論」)を現に教授している者</p> <p>ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」を教授することが適当と認める者</p>	<p><u>[追加科目の担当教員要件]</u></p> <p>(3) 規程第6条第3項第四号及び第4項第四号に定める科目の担当教員の要件</p> <p>① 「<u>精神保健の課題と支援</u>」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 精神保健福祉士養成施設指定規則に規定する科目「精神保健の課題と支援」の担当教員要件を満たしている者</p> <p>ロ) 精神保健福祉士養成に係る指定科目「精神保健の課題と支援」(旧科目名「精神保健学」)を現に教授している者</p> <p>ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「精神保健の課題と支援」を教授することが適当と認める者</p> <p>② 「<u>児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度</u>」科目を担当する教員は以下のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ) 社会福祉士養成施設(または学校)指定規則に規定する科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の担当教員要件を満たしている者</p> <p>ロ) 社会福祉士養成に係る指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」(旧科目名「児童福祉論」)を現に教授している者</p> <p>ハ) 認定を受けようとする養成校等が、科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」を教授することが適当と認める者</p>

<p>6. 通信課程においては、次の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士養成施設または精神保健福祉士養成施設が自ら行うこと。</p> <p>ただし、当該養成校等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。</p> <p>イ) 一般社団法人 <u>日本社会福祉士養成校協会認定</u> スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程を設置する他の社会福祉士養成校</p> <p>ロ) 一般社団法人 <u>日本社会福祉士養成校協会認定</u> スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程を設置する他の精神保健福祉士養成校</p>	<p><u>〔通信課程〕</u></p> <p>6. 通信課程においては、次の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 面接授業は、原則として通信課程を行う社会福祉士養成施設または精神保健福祉士養成施設が自ら行うこと。</p> <p>ただし、当該養成校等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。</p> <p>イ) 一般社団法人 <u>日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定する</u> スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程を設置する他の社会福祉士養成校</p> <p>ロ) 一般社団法人 <u>日本ソーシャルワーク教育学校連盟の認定する</u> スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程を設置する他の精神保健福祉士養成校</p>
<p>7. スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定審査申請にかかる様式は以下のとおりとする。</p>	<p><u>〔諸申請様式〕</u></p> <p>7. スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定審査等申請にかかる様式は以下のとおりとする。</p>
<p>8. スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程継続報告にかかる様式は以下のとおりとする。</p>	
<p>9. スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程修了者登録申請にかかる様式は以下のとおりとする。</p>	<p><u>〔修了証交付様式〕</u></p> <p>8. スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程修了者登録申請にかかる様式は以下のとおりとする。</p>
<p>10. スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程廃止報告書 <u>にか</u>かる様式は以下のとおりとする。</p>	<p><u>〔廃止手続き様式〕</u></p> <p>9. スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程廃止報告書 <u>の</u> 様式は以下のとおりとする。</p>

様式 新旧対照一覧表【平成 29 年 4 月 1 日施行】

様式番号	旧名称	新名称	改正概要
1-1-1	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定（新規・変更）審査申請書（表紙）	平成 年度スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業 課程認定審査・継続・変更審査・照会 申請書	「様式 1-1」に様式番号を変更。「新規」「変更」「継続」「照会」の表紙を共通化
1-1-2	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程新規課程設置認定審査申請書類提出時チェックリスト	様式 1-1：別紙	「様式 1-1：別紙」に番号を変更。申請種別、提出資料の確認表とする。
1-1-3	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程変更審査申請書類提出時チェックリスト	-	廃止。「1-1：別紙」に統合
1-1-4	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程照会書	-	廃止。「1-1」に統合
1-1-5	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程照会書提出時チェックリスト	-	廃止。「1-1：別紙」に統合
1-2	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定（新規審査申請・変更審査申請・照会・継続）書	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業養成校等の概要	養成校・養成課程・教育課程の概要を分け、情報記載欄を整理。
1-2別紙		様式 1-2：別紙	
1-3	教員に関する調書兼就任承諾書	教員に関する調書兼就任承諾書	情報記載欄を整理追加
1-4	スーパーバイザー確認書	スーパーバイザー確認書	-
1-5	スーパーバイザー実務経験証明書	スーパーバイザー実務経験証明書	-
1-6	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修士論文原本証明書	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修士論文原本証明書	-
1-7	スクール（学校）ソーシャルワーク実習の年間実習計画・実習先一覧	スクール（学校）ソーシャルワーク実習の年間実習計画・実習先一覧	情報記載欄を整理
1-8	実習施設等の概要	実習施設等の概要	情報記載欄を整理
2-1	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程継続報告書	-	廃止。「1-1」に統合
2-2	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程継続報告書提出時チェックリスト	-	廃止。「1-1：別紙」に統合
3-1	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了証交付申	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了証	「様式 2-1」に様式番号を変更



	請書（新規・再発行）（表紙）	交付申請書（新規・再発行）（表紙）	
3-2	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了証交付申請書	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了証交付申請書	「様式2-2」に様式番号を変更
3-3	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程指定科目履修証明書	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程指定科目履修証明書	「様式2-3」に様式番号を変更
4-1	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程廃止報告書（表紙）	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程廃止報告書（表紙）	「様式3-1」に様式番号を変更
4-2	スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程廃止報告書提出時チェックリスト	-	廃止